

「社会政策」視点からの「社会階層」認識

——基礎的統計における社会集団分類法の吟味から——

下田平 裕 身

I 「社会政策」視点からの 「社会階層」認識

(a) 「社会階層」の不確かな認識状況

「社会政策 (social policy)」と「社会階層 (social class)」の連関について考えるというのが、小論にあたえられた当初の目的である。しかし、ここではテーマを著しく限定して、〈国の統計調査において、「社会階層」がどのように把握されてきたか（あるいは、把握されてこなかったのか）〉という課題を設定することにしたい。

このような形で議論を狭く限定するのは、日本において、「社会階層」についての認識がきわめて不確かな状態にあるからである。研究者の間でも、一般社会の認識のうえでも、「社会階層」の捉え方について、広い共通認識があるとは思えない。一部の研究者を除いては、そもそも「社会階層」という言葉の市民権さえ疑わしい。だが国際的には、「class (social class)」あるいは、これに相当する言葉が広く流通している社会も少なからず存在する。また国際的な研究状況のなかで、「社会階層」をめぐる論議は一貫して盛んで、その定義や理論枠組みは多様に存在する。「社会階層」（あるいは「社会階級」）は、日本と西欧社会との間の断層がもっとも大きい社会概念のひとつである。

このような認識状況のなかで、社会政策と社会階層の関連を問おうとするなら、政策の側がどのように社会階層を認識してきたか（あるいは、認識してこなかったか）という、ごく初歩的な問いから始めてみるほかない。この接近方法によれば、

多様な社会階層理論をひとまず迂回して通れる。だが、この問いも小論の課題としては大きすぎるから、ここではさらに国の統計調査において「社会階層」がどのように捉えられてきたか（捉えられてこなかったか）という部分テーマに絞り込むことにしたい。国の統計調査を取り上げるのは、政策が展開されるうえでの政策対象についての基礎的な認識から吟味を始めたいと考えたからである。政策当局が実施したさまざまな統計調査をきめ細かくたどれば、社会政策に関連した「社会階層」の認識について、かなりの手がかりを得ることができるだろう。しかし、小論では限られた数の統計調査を拾い上げて粗い議論を展開するにすぎず、本格的な検討は次の作業にゆだねざるをえない。

(b) 「社会階層」の操作的な定義

国の統計調査が「社会階層」をどのように認識してきたかという問いを発するにあたって、「社会階層」についての最小限の理解を設定しておくことが必要である。ここで、多様な「社会階層」理解のなかで共有されていると考えられる特徴を次のような三命題に整理してみる。

【命題①】 社会は、ほぼ似通った社会経済的属性をもつ人々（家族、世帯を単位とする場合もある）からなる集団に区分される。この場合の社会経済的属性としては、労働の様式、生活の様式、生活の水準という三要因とその相互連関がもっとも重視される。（「社会集団」の認識）

【命題②】 これらの集団は、並列的な関係にあるのではなく、社会経済的にみて、上下の序列をもつ階層的關係を形成している。（「階層性」の認識）

【命題③】 社会集団の構成は、長い時間軸のなかで再生産されるような「構造」（structure）として存在している。（「構造型」の認識）

このような命題の設定は、「社会階層」認識に対するきわめてプラグマティックな接近法に立つもので、三命題は、さまざまな「社会階層」理論にとって最小限の必要条件であっても十分条件とはいえない。異なる「社会階層」理論において理解が分岐するのは、各社会階層のもつ性格、社会階層間の相互関係、社会階層構造が形成される原因等についてである。ここでは、そうした理論仮説間の争いを回避し、徹底してプラグマティックな規定を行っている。「社会階層」をめぐる不確かな認識状況のなかで、国の統計調査による認識を吟味するためには、理論的にも実証的にも厳密性を犠牲にするかもしれないが、このようなプラグマティックな命題への分解が有効であると考えられるからである。

ただし、上のようなプラグマティックな最小限理解のなかにも、すでに、いくつかの仮説が含まれている。なかでも重要なポイントは、ここで認識される集団がたんに所得水準や消費水準などの量的差異で区別される集団であるばかりでなく、消費行動を含めた労働と生活の様式を広く共有するような集団であると理解されていることである（命題①：この集団をここでは「社会集団」と呼んでおく）。この理解の背後にあるのは、労働の様式、生活の様式、生活水準という三要因が密接に相互規定しあう関係にある、とする仮説である。例えば、「自営農業主」という社会集団を取り出せるとすれば、自営農業という労働から発生する所得によって生活水準が規定されるだけでなく、事業体の性格や労働のあり方が消費様式を含めた生活のあり方全般を大きく規定していると考えるとともに、逆に、自営農業主としての生活様式や生活水準が労働の供給のあり方（現時点のみなら

ず次世代にわたっても）を規定していく、というような相互の規定関係が想定されている。社会階層が長い時間軸にわたって再生産される「構造」として存在する根拠（命題③）も、このような相互規定関係に求められる。例えば、小零細企業の労働者という労働のあり方が低い賃金のゆえに、相対的に低い生活水準を結果し、子供に低い教育しかあたえられず、このために子供は成人してもグレイドの低い労働機会しか見いだせない、そこで、この社会階層は次世代にわたって低い位置で再生産される、という如くである。

上のような関連で理解すると、上記の三命題は密接な連関性をもった1つのセットとしての仮説を形成する（3つの命題を満たす「社会集団」が「社会階層」と規定される）。しかし、実際の政策的認識を取り上げて検討していくうえでは、それぞれの命題を切り離して扱いうるし、そうした扱い方のほうが操作的に有効であると思われる。例えば、後にみるように、自営業主と雇用者を違うタイプの集団として区分するが、2つの間に存在するかもしれない序列関係には関心をもたないという政策的認識がありうる。この場合、命題②③とは関係なく命題①だけが取り出されているわけだし、所得の量的違いだけに着目する政策的認識（例えば、累進的所得税政策）は、命題②だけを取り出していることになる。小論では、三命題のすべてを満たすとき、「社会階層」の認識をもつと考えることにするが、実際の政策的認識において、そうした考え方が明示的に現れることは少ないし、三命題のうちのある側面が強調して取り出される場合は、それ相応の政策的認識上の意味をもつものとして吟味せねばならない。

（c）「社会集団」の分類法における2つの系列

国の基礎的な統計調査のなかで、先に整理した三命題を満たすような「社会階層」の把握を提示している分類法は、少なくとも明示的な形ではみあたらない。しかし、第一命題に沿って、人口を社会経済的属性によっていくつかの社会集団に区分しようとする試み（「社会集団」の認識）だけに着目してみると、表1にみるように、いくつかの

表 1 基礎的な統計調査における主な社会集団の分類法

調査名・主管 分類の名称	単位	対 象	独立分類 部分指標 の別	特定の政策 目的の有無
「国勢調査」(総務庁統計局)				
職業分類	個人	15歳以上就業者	独立	一般
社会経済分類	個人	全人口	独立	一般
世帯の経済構成	世帯	一般世帯	独立	一般
「厚生行政基礎調査」(厚生省)				
世帯業態	世帯	一般世帯	独立	特定
世帯種	世帯	一般世帯	独立	特定
「国民生活実態調査」(厚生省)				
最多収入者の就業形態	世帯	一般世帯	独立	特定
「家計調査」(総務庁)				
世帯主の職業分類	世帯	2人以上の非農家世帯	独立	一般
「就業構造基本調査」(総務庁)				
従業上の地位・雇用形態分類	個人 主体	全世帯に常住する世帯員	部分	一般
「賃金構造基本統計調査」(労働省)				
企業規模・労働者の種類分類	個人	一定規模の事業所の従業員	部分	特定

(注) (1) 厚生省系の調査は、昭和61年以降、「国民生活基礎調査」に統合された。

(2) 「独立」は、独立した分類として提示されている分類、「部分」は独立した分類法としては提示されていない分類。

(3) 「一般」は特定の政策にかかわらない分類、「特定」は特定の政策領域が意識された分類。

分類法が存在する。

表1に示された分類法には、(イ)特定の政策目的を意識しない一般的分類と特定の政策領域を意識した分類、(ロ)総務庁統計局系、厚生省系、労働省系などの主管の違い、(ハ)分類の単位を個人とするものと世帯とするもの、(ニ)完結した分類法として提示されているものと分類指標の提示にすぎないもの、(ホ)全人口を対象とするものとある特定の集団、例えば雇用者だけを対象として、これをさらにいくつかの集団に区分する試み、などの違いがある。

これらの分類法を概観してみると、基礎的な統計調査の間でも分類法にかなりの相違があり、国の政策的認識のうえでも、社会集団の区分の仕方について統一的な考え方は提示されていないとひとまず考えざるをえない。これは冒頭に述べた日本における「社会階層」の不確かな認識状況に対応するといえよう。

しかし、分類の基本的な考え方はそれほど拡散しているわけではなく、おおまかに2つの流れに集約できる。1つは、「国勢調査」の「職業分類」「社会経済分類」に代表される流れであり、いまひ

とつは、「国民生活基礎調査」(「厚生行政基礎調査」が主な前身)の「世帯業態」に代表される流れである。系譜的にも分類の考え方のうえでも、これらの2つの流れは対照的な性格をもつ。結論を先取りしていうと、「職業分類」の流れは、西欧社会、とくにイギリスの職業観＝社会階層観を濃厚に継承しているのに対し、「世帯業態」の流れは、より日本社会の実態に密着し、また、社会行政に密着して形成されたものといえる。そこで、これらの2つの代表的な分類法を比較しながら吟味することにより、日本の社会的な政策における「社会階層」の認識の仕方についての手がかりを探ってみることにしよう。

II 「職業分類」——移入された分類と日本の実態とのズレ——

(a) 「職業分類」の発生史的原型

最初に粗い評価をあたえてしまうと、社会的な政策のうえでも、また日本社会の分析用具としても、「職業分類」が、社会集団を区分する方法として十分に有効に使われてきたとはいいいがたい。

表 2 職業分類の発生史的系譜

昭和60年国勢調査の 職業分類 (大分類)	ILO「国際標準職業分類」(ISCO) 1958年版	イギリス1911年センサスにおける 職業の基本5類型
専門的・技術的職業従事者	0 専門的・技術的職業従事者	I 専門的職業
管理的職業従事者	1 行政的・管理的職業従事者	
事務従事者	2 事務従事者	II 中間的職業
販売従事者	3 販売従事者	
農林漁業作業者	4 農夫・漁夫・猟師・伐採夫	
採掘作業者	5 鉱夫・採石夫	III 熟練職業
運輸・通信従事者	6 運輸・通信従事者	
技能工、生産工程作業者	7/8 技能工、生産工程従事者	IV 中間的熟練職業
および労務作業者	単純労働者	
保安職業従事者		V 不熟練職業
サービス職業従事者	9 サービス・スポーツ・レクリエーション従事者	
分類不能の職業	10 分類不能	

少なくとも、この分類だけで社会集団を有効に区分できるような包括的な分類法とは考えられず、他の指標（産業、従業上の地位など）と組み合わせて用いる部分指標として扱われる傾向が強かった。この分類が日本の社会集団の有効な区分法として定着しなかった理由はいろいろ考えられるが、基本的には、移入された分類であり、日本社会の実態との間にズレが存在したという点に大きな原因があったのではないかと思われる。現行の職業分類の性格を考えようとすると、その歴史的系譜に遡らざるをえない。この分類のもつ性格はいまひとつの分類法の流れを検証するうえでも重要なので、迂回的な経路ではあるが、やや詳しい検討を行っておこう。

現行の職業分類は、昭和25年国勢調査において初めて採用された。分類採用の最大の動機は、1950年世界センサスへの参加にかかわって、国際的な共通性をもつ標準的な職業分類を採用するという点にあった。分類が準拠したのは、ILOの「国際標準職業分類 (ISCO)」(ただし昭和25年調査で参考にされたのは、この分類の前身)である。この分類は、後に「日本標準職業分類 (JSCO)」(昭和28年発表、同55年改訂)として整備されている。昭和25年の採用以来、何回かの部分改訂を経ているが、その骨格は変化していない。労働省系の調査では、そのバリエーションである「労働省編職業分類 (ESCO)」が用いられている。

この分類法の系譜を遡ると、ILO分類を経由して、19世紀末から20世紀初めに形成されたイギリ

スの職業分類にいきつく。表2にみるように、日本の昭和60年国勢調査の職業分類、「ILO 国際標準職業分類 (1958年版 ISCO)」, 1911年イギリス・センサスにおける職業分類の順で並べてみると、発生史的な原型としての20世紀初頭のイギリスの職業分類における考え方が基本的に現在まで継承されていることが確かめられる。

ここでは詳しい検証を省くが、1911年のイギリス・センサスが「職業」を指標として人口区分を行った目的は、「社会階級 (social class)」を把握することであり、この目的は当時のイギリスの社会政策上の課題と密接に関連していた。それは、「職業」という指標を通じて、生活様式や生活水準の特性を共有する社会集団で（先の命題①）、明確な序列性をもち（命題②）、長期にわたって存続する構造的な存在（命題③）、つまり先に整理した操作的三命題を満たすような「社会階層 (social class)」を統計的に把握することを目的としていた。（詳しくは、拙稿「発生史的視角からの『標準職業分類』批判」『信州大学経済学論集』第25号、1986年）を参照されたい。）

(b) 原分類の骨格と日本の実態とのズレ

ところが、分類の日本への移入に当たっては、「職業」を指標として「社会階層」を総合的に把握するという原型にはらまれていた政策意図はほとんど存在しなかったとみられる。「職業」指標によって、「社会集団」を区分しようとする発想さえも薄れ、むしろ「個人が従事している仕事の類似

性に着目し、それを体系的に配列する」(『日本標準職業分類』第1章)という表現にみるように、労働の態様のみに着目する技術的な分類視点に純化して位置づけられていたようだ。ましてこの指標によって区分される複数の集団の間に序列関係が構造的に存在するという「社会階層」的な捉え方は示されていない(ただし職業分類を「社会階層」分類とみなす発想が皆無であったともいいきれない。例えば、「厚生行政基礎調査」や「国民生活実態調査」では、「社会階層」という呼称で、職業分類に準拠した分類を用いていた時期がある。ただし、補助的な使い方であったし、昭和40年代以降は用いられなくなる)。

日本の職業分類は、ILO 分類を媒介して西欧的職業観＝社会階層観に立つ分類形式を引き継いだのであるが、その発生史的原型の分類法の意味は理解されていなかった。そこで、この分類法が日本の実態に十分になじまなかったとすれば、原型の分類で提示されていた分類の基準が十分な適合性をもたなかったということになる(まったく不適合であったとはいえないにしても)。ここでは詳しく検証する余裕はないが、原分類の骨格にあった2つの大きな基準と日本の実態とのズレについてだけは言及しておかねばならない。それは、属人性、自律性の高い専門職業(professional)を頂点とする技能(skill)の序列性という発想と、ノンマニュアル系とマニュアル系という2つの社会的な大区分の考え方についてである(表3に、1911年のイギリス・センサスの職業分類の考え方を示している)。

〔専門職業を基準とする職業の序列構造〕 原分類の基礎にあった「職業」概念は、属人性と自律

性が高く、他の仕事とのデマーケーションが明確で、容易に職業名称を特定できるようなタイプの仕事、具体的には、医療職や法律職を典型とするようなノンマニュアルの専門職であり、その労働者版としての職人的な熟練労働者(craftman)であった。また重要なことは、原分類ではこのような専門職業の概念が分類全体の序列構造の基準となっていたことである。すべての職業は、専門職業に代表される属人的、自律的な熟練が基準となっていて、これを最上位とし、中間的熟練、不熟練と下がっていく技能の序列構造のなかに位置づけられていた。

だが、日本においては、専門職業と熟練職業はイギリスのように鮮明な形で成立せず、技能、熟練は企業のなかで組織的に編成される傾向が強く、属人的に特定できるような形で現れることは少なかった。しかも時代が下り、企業による労働の組織的編成の質が深まるほど、この傾向は強くなる。日本の場合、技能ないし熟練を属人的に特定できる度合いが小さかったとすれば、このような分類法はなじまないことになる。職業に技能序列をつけて分類することも難しい。また、専門的職業を管理的職業よりも優位におく原分類の考え方は、日本の実態とは逆になる。むしろ、組織のなかで技能や熟練の編成に権能をもつ管理的職業を主体に据え、こうした組織的編成の外にあるような自律型の専門職業を別のグループとして分類するほうが実態に合うだろう(イギリスの分類法も後にこの考え方をとることになる)。

〔ノンマニュアル系とマニュアル系の社会的区分〕 原分類のもうひとつの骨格として、ノンマニュアル系(ホワイトカラー系、職員系)とマニュアル系(ブルーカラー系、現場労働者系)の二大区分があった。これは、20世紀初頭のイギリスにおいて、〈ミドルクラス〉と〈ワーキングクラス〉という「社会階級」区分に対応するゆえに重要とされた基準であり、現在のイギリスの分類論でも、この対応関係はなおも消滅してはいないと理解されている。だが日本の場合、この区分の部分的な有効性はともかく、イギリスの場合ほどの大きな意味をもたない。イギリスでは、ノンマニ

表3 1911年イギリス・センサスにおける職業分類の基本的な考え方

(ノンマニュアルとマニュアルの区分)	(原型3区分)	(基本5類型)
ノンマニュアル	→ A 専門的職業	→ I 専門的職業 → II 中間的職業
マニユアル	→ B 熟練職業 → C 不熟練職業	→ III 熟練職業 → IV 中間的熟練職業 → V 不熟練職業

マニュアル系とマニュアル系の区分は、いわば社会的所与として企業の外に存在する（存在した）が、日本では、もともと技能や熟練の編成と同じように、個別企業の組織的な政策に左右されるところが大きかった。企業規模の大きさによって、こうした政策の類似性が存在するとすれば、この区分と同じか、それ以上の重みで、企業規模による区分が意味をもってくる。少なくとも企業規模という指標と連関させなければ、この区分を有効に用いることができないように思われる（「賃金構造基本統計調査」の分類法とその結果は、この仮説に豊富な材料をあたえた）。

職業分類の日本への移入に当たっては、原型の分類が含んでいた職業の明確な序列構造はほとんど見失われ、「専門的職業」に始まる配列順位の意味も形骸化していたと思われる。推測であるが、序列性への着目よりも、むしろ「すべての職業は平等である」という「戦後民主主義」の発想が強く働き、できるかぎり序列性を排除するような分類に傾いた形跡さえある。労働過程にのみ着目する、序列性をもたない技術的分類という性格は、「労働省編職業分類」に至ってさらに純化されていく。

（c） 組織的労働の深化と属人的分類法の不適合性

以上のようにみると、移入された職業分類が、日本では、包括的、総合的な社会集団の分類法とはなりえず、労働内容と労働過程における位置という部分指標の役割に特化していった理由がみえてくる。ここでは、2つの問題が重なりあっていると考えられる。1つは、西欧的職業観＝社会階層観と日本の実態との間のズレの問題であり、いまひとつは、労働をめぐる歴史的な変化によって拡大してくるズレの問題である。時代が進むとともに、労働の集団化、組織化が深まり、属人的な職業概念とノンマニュアル系とマニュアル系の社会的区分を基礎におく分類法は適合性を失っていく。この問題は日本に限ったことではなく、すでに20世紀初頭のイギリスの原分類自身が当面した問題でもあった。当時であっても、中堅的な管理・事務従事者や工場労働者のように、属人的に

職業名称を特定できない組織的、集团的労働に従事する人たちが数多く存在していた。こうした集団を捉えるために、原分類は、「中間的職業」ないし「中間的熟練」という概念を設定したが（表3参照）、この「中間的（intermediate）」という呼称は自律的な専門職ないし熟練職業ではなく、かつ不熟練職業でもないという便宜的な規定であり、職業名称を特定できない大量の組織的労働従事者を把握する積極的な規定をもたなかったことを示している。専門性をもたない下位のノンマニュアル労働は、「事務職（clerk）」として一括されたり、大規模事業所の生産工程の従事者は、産業、業種、工程、作業内容、労働対象等の労働をめぐる外的要因によって区分されるほかはない。それは、もはや生活の様式や生活の水準などの要因とは連関性をもたない技術的な区分となる。自律型の専門職をむしろ例外的存在として別掲し、この集团的、組織的労働の部分を中心に据えたとすれば、分類の骨格は、現行の日本の職業分類、とくに労働省系の職業分類の発想に限りなく近づいていくだろう。いいかえると、職業分類は、そもそもの出発点において、企業という組織のもとで編成される組織的労働、つまり属人性の薄い集团的労働に従事する圧倒的多数の勤労者を自律型専門職になぞらえて〈属人的に〉分類するという不整合性をはらんでいたのであった。したがって、この分類法と日本の実態とのズレは、西欧的職業観＝社会階層観とのズレというよりは、このもともとの不整合性の拡大表現にすぎなかったと解釈できるかもしれない。

III 「社会経済分類」——「職業分類」の不徹底な修正

日本の社会集団を区分するうえで、職業分類が十分に有効な用具となりえていないという認識はおそらく国勢調査の担当者にも存在したのではないだろうか。回を追っての国勢調査の作業をみると、職業分類に従業上の地位や産業分類などの指標と複合的に組み合わせてみる統計が積み重ねられており、社会集団区分の方法が模索されていた

表4 「社会経済分類」と「職業分類」との対照

「社会経済分類」	「職業分類」との対照
1 農林漁業者	「農林漁業作業員」を業主と雇用に区分した
2 農林漁業雇用者	
3 会社団体役員	新設
4 商店主	
5 工場主	
6 サービス・その他の業主	
7 専門職業者	「専門的技術的職業」の分類を4区分に増加した
8 技術者	
9 教員・宗教家	
10 文筆家・芸術家・芸能家	
11 管理職	変更なし
12 事務職	
13 販売人	「技能者」と「労務作業員」を区別した
14 技能者	
15 労務作業員	変更なし
16 個人サービス人	
17 保安職	新設
18 内職者	
19 学生生徒	「非就業者」の項目を追加した
20 家事従事者	
21 その他の15歳以上非就業者	
22 15歳未満の者	
23 分類不能	

ようだ。昭和45年調査に新設された「社会経済分類」は、イギリスのセンサスの試みに触発されたものであろうが、同時に職業分類をより有効な分類として再編したいという問題意識が働いていたのではないかと推測される。

「社会経済分類」は、「労働力状態」区分を基礎に、職業分類と「従業上の地位」分類を組み合わせたものである。この分類の特徴は、なによりも「従業上の地位」という指標を重視することにあった。「従業上の地位」指標は、自営業や小企業の業主、企業の経営者(役員)、管理職、一般の雇用者、内職者などを区分する。「職業分類」(大分類)との対照で「社会経済分類」をみると(表4参照)、主な相違点は、(1)専門職業が1区分から4区分に増えた、(2)非農林自営業主が3区分新設され、農林漁業作業員が農林漁業者と同雇用に区分された、(3)会社団体役員が特掲された、(4)運輸通信作業員と技能工、生産工程作業員および労務作業員が合体され、技能の差異により、技能者と労務作業員に区分された、などの特徴がある。

「社会経済分類」の新設は、国勢調査において

初めて日本の社会集団を区分する包括的な分類法が提示されたという点で大きな意味をもつはずであった。しかし、この分類はそのような評価を受けたとはいえず、また社会的な政策形成や研究のうえで活用されているとはいいがたいのはなぜだろうか。基本的な理由は、この分類が「従業上の地位」指標による「職業分類」の不徹底な部分修正であり、先に整理した「職業分類」の基本性格をほとんど継承していた点にあるのではないかとと思われる。「従業上の地位」は、企業や自営業などの経済組織体と本人のかかわり方(所有者か否か、経営者か否か、管理者か否か)に着目する指標である。就業形態上の区分としてだけでなく、個人の総合的な社会経済的屬性にかかわる指標として、「従業上の地位」を重視する発想は、早くから他の分類法が採用していた考え方であった。国勢調査自体のなかでも、この指標は一貫して重要な位置をあたえられてきたように思われる。

しかし、「社会経済分類」における「従業上の地位」指標の導入の仕方は部分的で、しかも論理的な一貫性を欠いていたといわざるをえない。「従業上の地位」指標によって、商店主、工場主、サービスその他の事業主および農林漁業者、会社役員を取り出しているが、それ以外は、もとの「職業分類」の考え方が再現されているにすぎない。なおもノンマニュアル系とマニュアル系の区分が中心に据えられ、同時に専門職業概念の優先という発想が強く生き延びている。マニュアル系では、「労務作業員」という表現でグレイドの低い労働者を一般の労働者集団から区別しようとしているが、これも20世紀初頭のイギリスの労働市場状況に対応する分類法であり、現在ではあまり有効性をもたない(むしろ雇用形態による区分のほうが有効であると考えられている)。

上に述べたように、「社会経済分類」のモデルとなったとみられるのは、イギリスの1951年センサスに初めて導入され、1961年センサスで大幅に手直しされた「社会経済集団分類(Socio-Economic Group)」である(表5)。この分類は伝統的な職業分類のままでは「社会階級」を有効に捉えられなくなったことを意識して行われた修正であり、内

表 5 イギリス・センサスの「社会経済集団分類」
(Socio-Economic Group) (1981年版)

- 1 大規模事業体の雇用主・管理者
- 2 小規模事業体の雇用主・管理者
- 3 専門職従事者（自営）
- 4 専門職従事者（雇用者）
- 5 中間的ノンマニュアル職従事者
- 6 下位のノンマニュアル業務従事者
- 7 個人サービス業務従事者
- 8 マニュアル系監督者
- 9 マニュアル系熟練労働者
- 10 マニュアル系半熟練労働者
- 11 マニュアル系不熟練労働者
- 12 自営業従事者（専門職業を除く）
- 13 農業従事者（雇用主・管理者）
- 14 農業従事者（自営）
- 15 農業労働者
- 16 軍隊の構成員
- 17 記述不十分および無記入の職業

容的には、「職業分類」と「従業上の地位」分類の組み合わせを軸にするものであった。だが、日本の「社会経済分類」とは違って、このイギリスの新たな分類法は、論理的に一貫した新たな考え方を打ち出している。この分類の最優先原則は、「従業上の地位」指標であり、すべての職業従事者は、まず雇用主、自営業主、雇用者（管理者と一般雇用者）に区別される。しかも、雇用主・管理者が職業序列の最上位におかれていること、専門職業従事者も自営と雇用者に区分されていること、に注意しておかねばならない。ここで社会経済的属性としてもっとも重視されているのは、企業あるいは自営業などの組織体との関係、ないし組織体のなかでの位置であり、もとの職業分類で優先されていた専門職概念とノンマニュアル・マニユアルの区別は、むしろ副次的な基準となっている。この分類は、あきらかに属人的な職業概念から離れて、企業を中心とする経済組織体とのかかわりで、個人の社会経済的属性を把握しようとする発想へと転換しているといえる。この意味では、日本の「職業分類」と「社会経済分類」が西欧社会にルーツをもつ原型の古い発想をなおも維持しているのは皮肉な現象であるといわざるをえない。

IV 「世帯業態」=「世帯種」分類——

社会行政視点からの固有な「社会階層」認識

(a) 「世帯業態」分類の二区分仮説

先に、「職業分類」とは異なる系列に立つ社会集団の分類法を代表するものとして、厚生省による「国民生活基礎調査」（前身は「厚生行政基礎調査」が主体）の「世帯業態」分類をあげた。この分類法は、歴史的にも古く、考え方のうえでも、その他の分類法を代表するような位置にあるからである。また、この分類法は、社会行政という特定の領域における政策対象の把握を意識したものであり、この点で特定の政策目的にかかわらない国勢調査系の分類とは大きく性格を異にする。そこで、この分類法の吟味に当たっては、政策との関連という視角をより強く配慮しなければならない。

「厚生行政基礎調査」は昭和28年に始まるが、この時点で「世帯業態」分類はこの調査の中心的な指標として位置づけられていた。また、後に部分的な修正（分類の細分化）はあるにせよ、最初の分類にすでに基本的な考え方が十分に示されているといっていよい（表6）。「世帯業態」分類は、まず全世帯を世帯の最多収入者の職業によって、〈農家世帯〉と〈非農家世帯〉に区分する。ついで、前者を、「第1種専業」「第2種専業」「兼業」に、後者を、「事業経営者のいる世帯」「勤労者世帯」「その他の世帯」に区分している。だが、この区分は、必ずしも全世帯を同じウェイトをもつ6つのカテゴリーに分類することを意味しない。この分類法において、もっとも大きな意味をもつのは、農家世帯と非農家世帯をいわば異質な集団として捉えて区分したことである。農家世帯をさらに三区分する基準と非農家世帯を三区分する基準とは異質である。したがって、この分類法は、基本的に二区分仮説に立つとみななければならない。この解釈は、農家と非農家別の二区分による観察法が「厚生行政基礎調査」および同じ厚生省主管で「低所得層」を追跡しようとした「国民生活実態調査」において長く続けられることによって確か

表6 「世帯業態」分類

昭和28年の分類		昭和35年の分類		平成元年の分類					
耕地 面積 3 以上の 世帯	第1種専業 第2種専業 兼業	耕地 面積 3 以上の 世帯	専業世帯 常用勤労者のいる 兼業世帯 その他の兼業世帯	農耕 世帯	専業世帯 常用勤労者のいる兼業世帯 その他の兼業世帯				
耕地 面積 3 未満の 世帯	事業経営者の いる世帯	耕地 面積 3 未満の 世帯	事業経営者世帯	雇用者 世帯 自営業の 世帯	自営業 世帯	雇人あり			
	勤労者世帯		常用勤労者世帯		雇用者 世帯	常雇者 世帯	雇人なし		
							会社・団体等の役員の世帯		
							一般常雇者 の世帯	企業 規模	1～4
									5～29
									30～99
100～499									
その他の世帯	その他の就業者世帯 不就業世帯	その他の 世帯	1ヵ月～1年未満契約の雇用者世帯 日々または1ヵ月未満契約の雇用者世帯						
			1,000人以上 ・官公庁						
			所得を伴う仕事をしている者のいる世帯						
		所得を伴う仕事をしている者のいない世帯							

められる。また、同じ二区分法の考え方は、「家計調査」における「職業」区分にも部分的に現れているし（「家計調査」は農家世帯を対象から除外しているという意味で）、「国勢調査」の「世帯の経済構成」分類（昭和35年から採用、この分類法は二区分の重なり合いに注意を払っている）にも現れている。こうした二区分法の背景には、都市と農村というフィールドの違いと重なりあう労働と生活の様式の相違と、それと重なりあった社会行政の対象としての性格の違いの認識があったものと考えられる。農家世帯と非農家世帯を異質な社会集団として区分する発想は、昭和20年代末から30年代の社会行政における基本認識を表現していると考えてもよさそう（いうまでもなく、この二区分仮説は「世帯業態分類」の生成時点での仮説であり、分類形式としては現在も同じ方式が継承されているとしても、その意味は大きく変化している）。

表6にみるように、〈農家〉と〈非農家〉への二大区分を基礎に、〈農家〉は、「専業世帯」「常用勤労者のいる兼業世帯」「その他の兼業世帯」に三

区分され、〈非農家〉は、「事業経営者のいる世帯」（後に「自営業世帯」という表現になる）、「勤労者世帯」（後に「雇用者世帯」）、「その他の世帯」への三区分が行われる。「勤労者世帯」は、さらに「常用勤労者世帯」「日雇労働者世帯」「家内労働者世帯」に区分される（「常用勤労者世帯」はさらに企業規模によって区分される）。「その他の世帯」は、「その他の就業者世帯」と「不就業世帯」に区分される。

この分類法から、社会行政に関連して、政策当局が社会集団をどのように捉えようとしていたかを推論してみよう。分類の基本的な考え方は、〈農家〉という区分のなかの典型として「専業」を据え、〈非農家〉という区分のなかの典型として「常用勤労者」（副次的に、「自営業」）を据えるものであり、それぞれの典型との隔たりにおいて、他の区分を設定しようとしたものと考えられる。一方で「専業農家」を、他方で「常用勤労者世帯」を、もっとも社会的に安定した社会集団の典型として捉え、それからの隔たりをもつ集団を社会行政のうえで問題をもつ集団、いいかえれば、政策

対象として把握しようとするものではなかったかと考えられるのである。

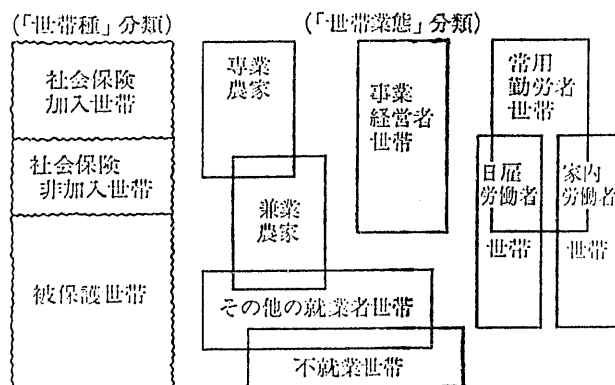
(なお論点がそれるので指摘のみにとどめるが、この分類法が「職業分類」系列とは異なり、〈個人〉ではなく〈世帯〉を単位として対象を把握していたことに注目しておく必要がある。社会的な政策と日本社会の実態に関連して考えると、この選択には十分な根拠があった。逆に、「職業分類」系の分類法が日本になじまなかった理由の一部に個人単位の把握法がかかわっていたかもしれない。社会集団を個人で捉えるか、世帯(ないし家族)で捉えるかは、後の社会変化とともに新たな問題を提起することになるが、小論では言及する余裕はない。)

(b) 「世帯種」分類——政策視点からの「階層性」把握法

上の推論は、「厚生行政基礎調査」がやはり昭和28年から採用していたいまひとつの分類、「世帯種」分類を吟味することによって補強される。「世帯種」分類は、全世帯を「被保護世帯」「社会保険加入世帯」「その他の世帯」に区分するものである(社会保険は、後に「国保」と「被用者保険」に区分される)。この分類は、生活保護、社会保険という政策に直接にかかわりあわせて社会集団を捉えようとするものであり、たんなる分類目的を超えて、能動的な政策意図をはらんだ分類であるといえる。この意味で政策視点からみれば、「世帯種」分類は「世帯業態」分類より重要な意味をもち、少なくとも、ある時期までは、「厚生行政基礎調査」の中心的な概念であったとみられる。

「世帯種」の分類法には、政策的な視点から「階層性」が想定されている。まず「被保護世帯」と「保護を受けていない世帯」との間に大きな「階層性」が想定されており、次に後者の内部には、「社会保険加入世帯」と「その他の世帯」との間に「階層性」が想定されている。ここでは、「社会保険加入世帯」が政策的にみて健全な「標準集団」という位置をあたえられており、「被保護世帯」と社会保険に加入していない「その他の世

表7 「世帯種」分類の階層性と「世帯業態」分類の対応関係(昭和30年代前半頃の仮説)



帯」は、それぞれ性格は異なるが、社会行政上のニーズをもつ政策対象として捉えられていた。

「世帯種」分類に想定されたこの「階層性」基準は、「世帯業態」分類との組み合わせ、ないしは対応関係によって有効性を発揮する仕組みになっていたと考えられる(表7参照)。きわめて大まかに整理すれば、第一に、「被保護世帯」は、〈農家〉区分では、「専業農家」から乖離した「兼業農家」に、〈非農家〉区分では、「常用勤労者」から乖離した「日雇労働者」や「家内労働者」により強く対応すると考えられていた(むろん、ここに「その他の就業者」と「不就業」が加わるが)。この対応関係は、「被保護層」の拡大概念である「低所得層」概念(通称、「ボーダーライン層」)においてさらに明瞭になる(昭和34、35年に始まり、37年から定常化される「国民生活実態調査」は、この対応関係を追いつけた)。第二に、「社会保険加入世帯」は、ほぼ「常用勤労者世帯」に、「その他の世帯」(社会保険非加入世帯)は、「農家世帯」と「自営業世帯」および「その他の世帯」に対応する。この対応関係は、国民皆保険が実現した後では、「被用者保険加入世帯」=「雇用者世帯」、
「国保加入世帯」=「農家世帯」および「自営業世帯」となる。

(c) 「社会階層」認識についての留保

以上のようにみると、「厚生行政基礎調査」の「世帯種」分類と「世帯業態」分類の組み合わせは、社会行政に関連して、ひとつの「社会階層」認識を提示していたといえなくはない。冒頭に規定し

た「社会階層」についての三命題に照らしてみれば、複数の「社会集団」区分を行い(命題①)、その間に「階層性」を認め(命題②)、生活保護と社会保険という制度の枠組みにかかわっている限り、一定の「構造化」をも認めていた(命題③)とみられるからである。「階層性」と「構造化」の認識が生活保護と社会保険という政策に関連して設定されていたことに注目しておく必要がある。

このように政策に関連して形成された厚生省系の社会集団の分類法は、国勢調査系の「職業分類」「社会経済分類」に比べて、仮説的であったにせよ、日本の実態に即したひとつの「社会階層」認識を提示していたと評価できよう。しかしながら、これを「社会階層」認識と表現するうえでは、少なくとも、いくつかの留保を付しておく必要があるようだ。

第一の留保は、このような「社会階層」把握が「貧困政策」視点からの認識として形成されたことにかかわる。この分類法の目的は、「被保護層」およびその拡大概念としての「低所得層」を「一般集団」(非「貧困」集団)から区分して観察することであった。「一般集団」は「専業農家」「常用勤労者」および一部の「自営業」(後に、「雇人あり」「雇人なし」に区分される)で代表され、「貧困層」は、これらの社会集団からの乖離集団として捉えられた。ここでは、「一般集団」内部の社会経済的差異および階層的差異には関心が払われなかった。したがって、この階層分類の基本骨格は、「一般集団」と「一般集団からの乖離集団」という二階層区分であったということになる。そうであるとすれば、この分類法は「社会階層」の上位から下位へという順に階層規定をあたえていく「職業分類」やイギリスの「社会経済集団分類」の方法とは、異質な考え方を採用していたといえよう。

第二の留保は、この「社会階層」認識は、上の三命題について、ゆるやかで淡い把握しかあたえていなかったという点である。「世帯業態」と「世帯種」によって区分される集団は、厳密な等質性をもつ集団というよりは、内部に差異をはらんでゆるやかに区分される集団であり、また、たえず

流動し動態的に変化するような、厳密な「構造化」をもたない集団として把握されていた。「厚生行政基礎調査」と「国民生活実態調査」においては、この分類法は、社会諸集団の「構造化」を確認するよりは、むしろ毎年の調査によりその動態的な変化を追跡するためのモニターとして使われていたと考えられる。昭和40年代に入ると、「被保護層」ないし「低所得層」はもはや社会行政における主導的な概念ではなくなる。にもかかわらず、この分類法が部分修正を加えられながらも現在まで継承されているのは、もともと動態的な変化に耐えられるような、ゆるやかで淡い基準による分類法を採用していたからにほかならない。だが、このような動態的な変化を強く配慮する認識法は、社会集団の構造的な再生産という側面を重視する「社会階層」(「社会階級」)の認識法とはかなり異質であるといわねばならない。そして、この高い流動性と動態変化への配慮という点に、日本の「社会階層」認識の大きな特徴があるという気がしてならない。

V むすびに変えて——社会集団の分類法の意味変化

高度成長期を経て、高齢化社会の到来を強く意識し始めた昭和40年代後半以降、日本の社会行政の性格は大きく変化していった。形態的にみると、社会行政に関連した統計調査における社会集団の分類法は大きく変化していないようにみえるが、対象の変化と重なりあいながら、その分類法としての意味や機能は根源的に変化しているとみなければならない。また、それとともに分類論のうえで新たな課題も発生している。最後に思いつくままに、いくつかの問題を指摘して、上の分析との接点を探っておくことにしたい。

第一に、生活様式と労働様式には著しく平準化が進展した。この結果、生活や労働の様式による社会集団区分の意味がしだいに薄れ、差異は、より貨幣的、所得的差異へと純化されていく傾向をもつ。この傾向が分類論にあたえる影響を検討しなければなるまい。

第二に、生活水準に平準化が進んだ結果、かつての「一般集団」と「乖離集団＝貧困集団」(被保護層、低所得層)の区分は大きな意味をもたなくなった。新たな問題は、むしろ上位所得層と一般所得層との間に生じつつある。しかし、上にみたように、これまでの社会集団の分類法は、これらの上位所得層の社会経済的な属性を把握する政策意図も方法もともにもちあわせていなかった。この点では、上位の社会階層の把握を追求し続けてきた西欧的な社会階層論の方法が、現時点で改めて再評価されなければならないだろう(例えば、上記のイギリスの「社会経済集団分類」やこの分類に関連するゴールドソープの分類法など)。

第三に、高齢化社会の到来は、異なる社会経済

的属性をもつ社会集団の間に、共通の社会的ニーズを発生させている。いうまでもなく、この共通のニーズに対する社会行政の対応にあっては、社会サービスに重きがおかれる。このような政策方向が深まることは、税や保険料などの貨幣的な手段によって、社会経済的属性を異にするかもしれない社会集団の関係を間接的に操作するという次元からさらに進んで、社会サービス行政を通じて、これらの異なる社会集団を直接的な形で社会的に組織していくことを意味するであろう。この方向は、「社会階層」ないしは社会集団の意味そのものを変えるとともに、これまでの社会行政との関係を根本的に変化させるものといわねばならない。

(しもだいら・ひろみ 信州大学教授)